



防災事業の取組状況を報告します！

発生の切迫性が予想される東海地震、南海トラフ地震やその地震に伴う津波災害、また、近年その発生が全国的にも増加・重度化している土砂災害などの災害に対する今年度の主な取組についてご報告します。

問合せ先 地域防災課防災係（窓口⑩） ☎36 4 1 4 5

地震・津波災害について

①木造家屋への耐震シェルター整備補助を始めました

地震の揺れにより住宅が倒壊したときなどの人的被害を最小限にとどめ、その後の速やかな避難につなげることを目的にしています。

まずは地震の揺れから身を守らなければ、その後の津波火災などの災害から逃れることができません。

【限度額15万円】
【経費の2分の1以内の額】

②津波避難ビルの耐震検査を行います

現在、所有者のご協力により津波避難ビルとして使用できる建物が10棟あります。

今までは、その高さや耐震性能などを条件としていましたが、東日本大震災以降、津波荷重についても注目されることとなり、津波避難ビル等の避難施設に対し、津波に対する構造耐力上の安全性を確認するよう示されました。これに伴い、今年度中に既存の10棟について耐震検査を

土砂災害について

【予算額26,303千円】
①土砂災害ハザードマップの作成配布
現在、市内には500箇所を超える土砂災害警戒区域があります。

このすべてを施設で防ぐことは非常に困難なため、土砂災害の危険が高い場所を知って目的に、地区ごとに作成した土砂災害ハザードマップを配布しました。

お住まいの地区については、回覧で配布させていただきましたが、それ以外の地区についても地域防災課窓口で配布していますので、お気軽にお立ち寄りください。

②土砂災害防災訓練の実施

6月の土砂災害防止月間に合わせ、北湯ヶ野区で土砂災害防災訓練を行いました。年に1回ではありますが、中1区、下大沢区、落合区に続き4地区目となります。今年度は更に、各地区の自

主防災会長で組織する自主防災会連絡協議会での研修も予定しています。

避難所施設整備について

避難所など防災拠点になる公共施設の機能向上と省エネの普及を目的に、下田中学校に太陽光発電システムを整備します。これにより、体育館の照明電力の一部が太陽光発電により賄われます。

【予算額40,436千円】

防災訓練について

今年度下半期に下田市で実施する防災訓練は、災害対策本部運営訓練(10月23日(金))、J・A・L・E・R・T放送訓練(11月25日(水))、地域防災訓練(12月6日(日))、津波避難訓練(3月6日(日))などです。皆様に参加していただく訓練は、地域防災訓練と津波避難訓練です。積極的に参加していただきますようお願いいたします。※これらの他にも、大小さまざまな継続事業があります。防災事業に関しましては、地域防災課にお気軽にお尋ねください。

納め忘れはありませんか？

あなたの市税!!

問合せ先 税務課収納係・滞納対策係 ☎22 2 1 8

市民の皆さまに納めていただいている貴重な市税(市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税)は、市民生活に欠かす事のできない公共サービスや公共施設を維持するための財源として使われています。

税金を滞納すると、市の財政を圧迫し、行政サービスに支障が生じます。また、期限内に税金を納めている方との公平性を欠くこととなります。納期限内の納付にご協力をお願いいたします。

◎差押や公売などの滞納処分を強化

市では、市税、国民健康保険税を滞納している人に督促状や催告書を郵送し、職員による電話催告を行っています。しかし、これらの催告に対しても納付や相談がない方には地方税法や国税徴収法に基

づき、不動産・債権(預貯金、生命保険、給与)などの所有財産を調査し、差押処分を行っています。

◎困難事案は専門機関で処理

納期限までに納めていただいた方との税負担の公平性を保つため、今後はさらに滞納処分の強化に努めていきます。

◎納税相談のご利用を

静岡地方税滞納整理機構は、地方税の徴収が難しい滞納案件を、専門的に処理する機関です。移管された事案は機構で一切の徴収に関する手続きを行います。下田市でも滞納額が高額な案件や、徴収が困難な案件の処理を、移管して成果をあげています。

◎納税相談のご利用を

災害、病气、失業、事業の廃止や著しい損失などの事情により納期限内の納付が困難な場合は、税務課窓口にて納税相談を受け付けています。早めのご相談をお願いいたします。

平成27年度	平成27年												平成28年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1月	2月	3月
市県民税(普通徴収)			1期 6月30日		2期 8月31日		3期 11月2日						4期 2月1日		
固定資産税 都市計画税	1期 4月30日			2期 7月31日					3期 12月25日				4期 2月29日		
軽自動車税		全期 6月1日													
国民健康 保険税	1期 6月1日	2期 6月30日	3期 7月31日	4期 8月31日	5期 9月30日	6期 11月2日	7期 11月30日	8期 12月25日	9期 2月1日	10期 2月29日					

納税カレンダー

ストップ! 耕作放棄地

問合せ先 産業振興課産業振興係 ☎23 9 1 4



農地は農業にとってかけがえない財産です。しかし、各地にて農地が耕作放棄されており、農地が減少しているほか、ゴミが不法投棄されるなど、農村部の生活環境への影響も懸念されております。

耕作放棄された農地は、地権者自ら再生して利用するか、いつでも耕作可能な状態にしておきましょう。そして、地域の知恵と力で耕作放棄地の発生防止に努めてください。

なお、耕作放棄地の再生利用の取組に対して、国の助成制度があります。詳細は産業振興課又は賀茂農林事務所にお問い合わせください。

◎毎年調査を行っています
市農業委員会では、10月から現地を巡回し、耕作放棄地の調査を行いますのでご協力をお願いいたします。



◎利用意向調査を行います
調査により、遊休農地と見込まれる農地について、農地法32条に基づく利用意向調査を行います。農地について貸したい・売りたいなど、自由に記入していただけますので、ご協力をお願いします。

<再生利用に対する国の支援策>

項目	補助率	摘要
再生作業	国 1/2	土づくりを含む
土づくり	国 2.5万円/10a	(2年目)
営農定着	国 2.5万円/10a	農薬費・種苗代等
土づくり	国 1/2 以内	施設整備等は上限400万円